

広報

となみ

2006
平成18年
5月号
No.18



庄川と散居に広がる健康フラワー都市
— 花香り、水清く、風さわやかなまち 砺波 —

となみ
ミュージカルキッズ
first stage より

17ページに
関連記事掲載



特集

介護保険制度が変わりました..2

チャレンジデーinとなみ	6
砺波コミュニティテレビ	8
公共事業発注状況	9
議会報告	10

イベントレポート	16
ホットな話題	18
くらしの情報(くらし・行政)	20
市民カレンダー	22
くらしの情報(講座・教室)	28
砺波総合病院から	31
みんなの健康・健康カレンダー	32

となみの福祉	34
文化となみ	38
文化会館	40
美術館	41
チューリップ四季彩館	42
図書館	43
イベント情報	44

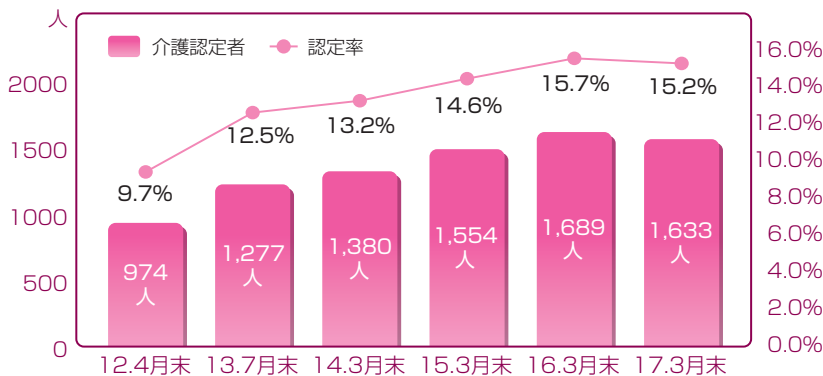
介護予防を重視した 新しいサービスを提供します



じゆうく
富山型デイサービス「聚楽」にて

「介護は子育てとは違い、先が見えないから大変だ」と言われてきました。そのため、平成12年に、介護を家族だけでなく社会全体の問題としてとらえ、みんなで高齢者と家族を支える「介護保険制度」がスタートし、本年度で7年目を迎えました。3年ごとの見直しの中で、本年4月からは介護予防を重視した新しいサービスができるなど、介護保険制度が大きく改正されました。今月号では、制度の主な改正点についてお知らせします。

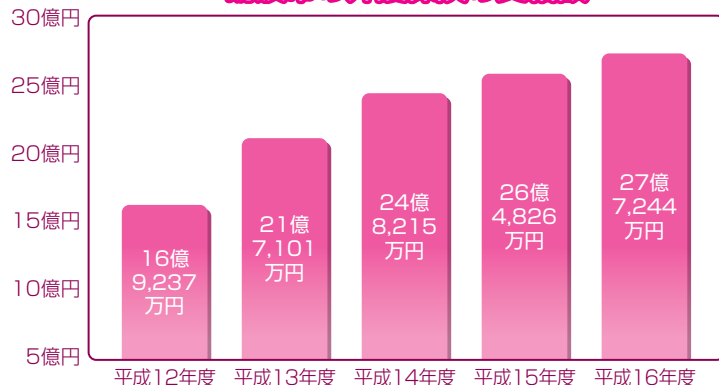
砺波市の介護認定者及び認定率の推移



介護保険制度は、要介護と認定されれば、誰でも1割負担で介護サービスが受けられるという平等で分かりやすい制度です。そのため、介護が必要になった時には安心感があり、利用者は年々増加しています。しかしながら、症状の軽い高齢者の間でサービスの利用が拡大するなど、予想以上に利用者が増え、現在のままでは制度の維持が難しくなってきました。

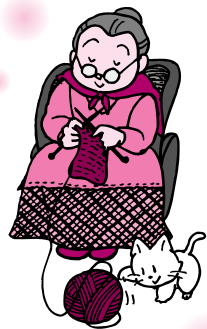
利用者・介護給付費ともに約1.6倍に増えています

砺波市の介護保険の支給額



では、利用者や介護給付費（介護に係る費用）は、どれだけ増えてきたのでしょうか。認定者は17年3月で1,633人。高齢者の7人に1人が利用されています。制度がスタートした当時は高齢者の10人に1人の利用でしたから、大きく増加しています。また、介護給付費も平成16年度は約27億7,244万円と、平成12年度と比べ1.6倍にも増えていきます。





介護保険料は、皆さんご存知のように40歳になるとすべての方が納めなくてはいけません。金額は、年齢によって65歳以上の方（第1号被保険者）と40歳から64歳の方（第2号被保険者）に分けられます。65歳以上の方の多くは年金から天引きされますが、本年度からは遺族年金と障害年金が新しく天引きの対象となりました。

また、保険料の所得による段階が、今までの6段階から7段階に拡大され、所得の低い方にきめ細かく配慮した保険料の設定となりました。

なお、保険料は3年ごとに見直しを行っており、砺波市（砺波地方介護保険組合）では、今後の高齢者の増加や介護サービスの充実を考慮し、月額基準額を200円増額して3,700円（年額44,400円）としました。この金額は、県内平均の4,461円を約700円余り下回っています。これは、介護認定を受けている方が約15%（平成18年3月末）と県内平均16.7%を約2%弱下回っていることが大きな要因と考えられます。

介護保険料が
少しアップします

介護保険料

見直し前		金額(円)
第1段階	本人および世帯全員が住民税非課税であって老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者	16,800
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税	29,400
第3段階	本人が住民税非課税	42,000
第4段階	本人が住民税課税(本人の合計所得金額が200万円未満)	52,500
第5段階	本人が住民税課税(本人の合計所得金額が200万円以上250万円)	63,000
第6段階	本人が住民税課税(本人の合計所得金額が250万円以上)	71,400



見直し後 (H18.4.1～)		金額(円)
第1段階	同左	17,700
新第2段階	●本人および世帯全員が住民税非課税であって、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	22,200
新第3段階	●本人および世帯全員が住民税非課税であって、利用者段階第2段階以外の人	31,000
新第4段階	同左	44,400
新第5段階	同左	55,500
新第6段階	同左	66,600
新第7段階	同左	75,400

新予防給付と
介護給付対象者の区分



従来の区分

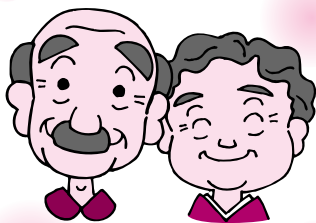


これまで、「要支援」「要介護1」と認定されている方の中には、家事支援サービスなどを受けることにより、歩けても外出をしなかったり、体を動かさなかったりして生活機能が衰え、介護度がだんだんと進み動けなくなってしまう、いわゆる、廃用症候群に陥る方が多くいらっしゃいます。

そのため、今回の改正では、要支援の方と要介護1の中から、重い認知症等がなく、体を動かすことなどにより心身の状態の改善が見込まれる方（「要支援2」となります）に対して、新しいサービス（新予防給付）が創設されました。

また、介護保険の対象とはならないものの、生活機能が低下し、要支援・要介護になる恐れのある虚弱高齢者の方に対して、運動器の機能向上や栄養改善等を行うサービス（地域支援事業）も創設されました。

要介護1の中で
比較的元気な方は
要支援2となります





一人ひとりが
自立できるよう
介護予防を進めます

新予防給付の対象となる要支援1と要支援2の方が受ける介護サービスの種類は、今までとほとんど変わりませんが、通所介護（デイサービス）と訪問介護（ホームヘルプサービス）で、一部内容等が変わりました。

なお、要支援1・2の方は、新しく介護予防を中心とした「ケアプラン」の作成が必要となりますが、現在認定を受けている方は、次の更新の時までは、今の介護度でサービスを受けることができます。



● 介護予防通所介護
（デイサービス）

食事や入浴などの日常生活上のサービス（共通サービス）は、今までの「時間単位」での料金積算から、「月単位」の定額料金に変更となります。そのため、利用回数が制限されることとなります。

また、定額料金制になるため、一人の利用者が複数の事業所からサービスを受けることができなくなります。

そのほか、選択サービスとして、自分の目標にあわせ、体を動かす（運動器機能向上）、食事等の指導を受ける（栄養改善）、歯磨き指導や口の運動を行う（口腔衛生向上）の3つのサービスを受けることができます。

内容	要介護度	料金
1ヶ月単位 食事や入浴などの日常生活上のサービス「共通サービス（送迎・入浴含む）」	要支援1	22,360円
	要支援2	43,530円
1ヶ月単位 自分の目標にあわせ選択できます 「選択的サービス」	運動機能向上	2,250円
	栄養改善	1,000円
	口腔機能向上	1,000円
	アクティビティ	810円

なお、今までのようにレクリエーションや創作活動等の機能訓練（アクティビティ）を受けることもできます。

● 介護予防訪問介護
（ホームヘルプサービス）

これまでの「身体介護」と「生活援助」の区分がなくなります。そのため、「生活（家事）援助」は、利用者が自分で家事をすることが難しく、家族やボランティア等からの支援も受けられない場合等に限り、利用できることとなります。

また、通所介護と同様に、「時間単位」の料金から、「月単位」で定額料金となるため利用回数が制限されることがあり、一人の利用者が複数の事業所からサービスを受けることができません。しかし、自分で生活されるよう見守ります。



要介護度	内容	料金
要支援1	週1回程度の利用	12,340円
	週2回程度の利用	24,680円
要支援2	週1回程度の利用	12,340円
	週2回程度の利用	24,680円
	週3回以上の利用	40,100円

要介護にならないように
しっかりした介護予防を



65歳以上の方で、今は介護保険のサービスを受けるほどではないけれど、少しずつ体力が落ち、要支援・要介護状態になる恐れのある方に対して、体を動かしたり、栄養指導等を行う介護予防事業（地域支援事業）を行います。対象となる方は、健康センターで実施する「基本健康診査」の診査結果を基に、65歳以上の高齢者の中から約2～5%（200人～500人）の方です。

一方、元気な高齢者の皆さんにも、地域の「いきいきサロン」への参加や各種教室への参加を呼びかけていきます。

今後実施予定の介護予防事業については、次のとおりです。なお、10月からはウォーキングプールのある（仮称）庄川健康プラザが新しくオープンし、プールを利用した様々な事業を実施します。ので、どこぞご利用ください。



介護予防事業の一覧

	栄養相談会	高齢者食生活改善事業	お口の相談会	寝たきり歯科	リハビリ教室
対象者	・基本健康診査の結果、該当となった方	・基本健康診査の結果、該当となった方 (一人暮らし高齢者夫婦家族) ・一般の希望者	・基本健康診査の結果、該当となった方 ・希望者	・在宅寝たきり高齢者、デイサービス利用者	・病気や事故などの原因で身体に障害をお持ちの方
日時	毎月第4木曜日 午前9時～11時	月1回(6月から)	毎月第4木曜日 午前9時～11時	要望に応じて適宜	第1・2・3・4木曜日 午後2時～4時
場所	砺波市健康センター	砺波市健康センター	砺波市健康センター	砺波市健康センター	庄川健康センター

住宅改修と福祉用具購入補助の制度が変わりました。

●住宅改修は事前に申請を

今まで、住宅改修は改修した後でも申請(「事後申請」)を受付し、改修費は立替払いをしてもらった後、市から本人へ支払っていました。

しかし、今回の改正では、改修する前に市へ申請書を提出しなければならなくなりました。そのため、事前に着工された場合には改修費(9割分:限度額20万円)は支給されなくなりますので、必ず事前に申請してください。



●福祉用具の購入は指定の販売店で

今まで、福祉用具の購入は、どの販売店から買っても、領収書を市へ提出すれば購入費(9割)が支給されていました。

しかし、今回の改正では、指定された販売店から購入した場合にのみ、購入費の支給対象となりますので、購入の際にはお確かめください。



問合せ 地域包括支援センター
33-1111内線1555～157

また、様々な機関と連携を図りながら、一貫性のある介護予防事業のケアマネジメントを行なっていきます。
なお、今まで南部・庄東・庄川に設置していました「在宅介護支援センター」は地域包括支援センターのサブセンターとなりますが、それぞれに保健師を配置し、地域の皆さんの相談に応じますので、今までどおり気軽にご利用ください。

介護予防の拠点として「地域包括支援センター」を新しく設置

自宅または地域で生活が続けられるように



富山型デイサービス「さくらの家」にて

ほとんどの高齢者の皆さんは、住み慣れた自宅で家族の介護を受けながら一生を送りたいと思っています。そのため、身近なところに安心して利用できる施設が必要です。

今回の改正では、認知症高齢者グループホームの計画的な設置や訪問・通い・泊まりができる小規模多機能型施設の創設など、身近なサービスの充実を図ることとしています。当市でも、市内を5圏域に分け、それぞれにグループホームや富山型デイサービスの設置を支援します。



滋野 迪弘さん
(93歳・庄東)

自宅まで送迎してもらい、毎回喜んで来ています。ここは人間関係がよいし、施設の方もよくしてくださいます。



15分以上継続してスポーツや運動を!!
みなさんの**参加**が決め手です。

チャレンジデー

in
となみ



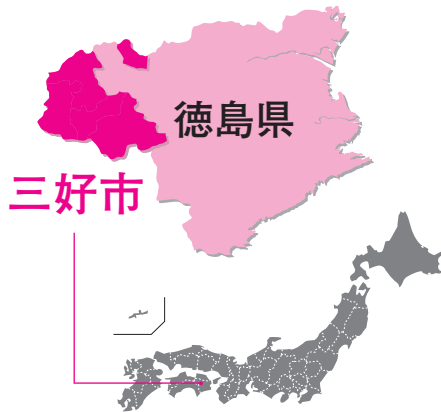
5月31日(水) 0:00~21:00開催

対戦相手が決定!

砺波市 49,328人
(3/31現在)

VS

みよし
三好市 34,106人
(三好市の人口はH17国勢調査速報値)



事前のお問い合わせ先：チャレンジデー in となみ実行委員会事務局 (砺波市教育委員会体育課内) TEL. 82-1905
当日集計本部：砺波体育センター TEL. 33-5990 33-5991 FAX. 33-5991 33-5992



写真は昨年旧庄川町地区で行われたチャレンジデーの様子